

令和3年度 川辺町放課後児童クラブの入所について

川辺町では、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び・生活の場を与え、その健全な育成を図るために、町内4箇所で、授業終了後や長期休業日等にお子さんをお預かりしています。

この児童クラブを利用するには、町が定める入所条件を満たし、入所決定することが必要です。令和3年度の入所を希望される方は、この案内をよくお読みいただき、申込みをしてください。
(※年途中の入所を希望される方や、長期のみ利用したい方も同時に申込みをしてください。)

1. 入所条件

町内の小学校に就学している児童で、保護者等※1が次のいずれかの理由により、家庭で1ヶ月のうち原則15日以上、昼間※2の保護ができず、その状態が継続すると認められる児童。

※1 祖父母が同居しており下記の理由にあてはまらない場合は利用できません。

(同居には、同一住所の世帯分離、敷地内・隣地別居を含みます。)

※2 保護者及び祖父母の帰宅時間が午後4時以降になること。

ただし、長期休業日の利用の場合は帰宅時間を正午以降とします。

- ・居宅外で就労している。
- ・妊娠中及び出産後（産前6週間の属する月の初日から、産後8週間の翌日の属する月の末日まで）
- ・学校または職業訓練校に在学している。
- ・病気、負傷、心身に障がいがある。
- ・同居の親族を常時、介護又は看護している。
- ・その他事情がある場合はお問い合わせください。

※上記に該当しても、クラブの管理運営上または生活指導上支障があり、または身体虚弱等のため、クラブでの預かりができないと教育委員会が判断した場合は、利用をお断りすることがあります。

※過去の児童クラブ利用料に滞納がある場合は利用できません。

また、**利用料の支払いが3ヶ月滞った場合は退室していただきます。**

2. 開所場所と定員

クラブ名	場所	定員	対象児童
西児童クラブ	白扇酒造様前	40名	西小学校
西小学校児童クラブ	西小学校内	30名 ※長期は合計70名	西小学校
東児童クラブ	B&G海洋センター	40名	東小学校
北小学校児童クラブ	北小学校内	30名	北小学校

※土曜日は、西児童クラブで合同でお預かりしますので、送り迎えをお願いします。

※都合により実施場所等変更になる場合があります。その場合、都度お知らせします。

3. 利用プラン及び利用料金

通年利用（長期休業日を含む）		月曜日～金曜日	4,000円（月額）
		月曜日～土曜日	6,000円（月額）
長期休業日のみ利用 （始業式や終業式等の 式日は利用できません。）	春休み（4月）	月曜日～金曜日	1,600円（定額）
	夏休み	月曜日～金曜日	10,000円（定額）
	冬休み	月曜日～金曜日	1,600円（定額）
	春休み（3月）	月曜日～金曜日	1,600円（定額）

- (1) 長期休業日のみ利用の場合、土曜日は利用できません。
- (2) 月の途中で入退所の場合も規定の利用料がかかります。(日割りはしません。)
※原則年の途中でプラン変更は認められません。
- (3) 要保護及び準要保護世帯又は同時に2人以上児童クラブを利用している場合、利用料の減免対象となります。減免を受ける場合、申請が必要です。
※2人以上児童クラブを利用している場合の減免には所得制限があります。

4. 開所する時間、休業日

- (1) 授業日 放課後～午後6時まで
- (2) 休業日 午前8時～午後6時まで
※お迎えの時間が守れない場合は、利用できません。
- (3) 日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は、クラブを実施しません。
- (4) その他、都合によりクラブを開所しない場合があります。

5. 入所の申込みについて

- (1) 書類の受け取り
令和3年度の入所を希望される方は、次の場所で必要書類を受け取ってください。

＜各児童クラブ・川辺町教育委員会＞

川辺町のHPからもダウンロードできます。

- (2) 申込み方法

- ・受付場所 川辺町教育委員会
- ・受付時間 8:30～17:00まで
- ・受付期限 **12月1日(火)～12月18日(金) <厳守>**
- ・提出書類 (※土日は除く)

この期限を過ぎた場合は、当初の選定に入れませんので、ご注意ください。

- ①入所申請書(児童1人につき1枚)

現在クラブを利用している児童についても、改めて申請が必要です。自動更新はしません。

- ②留意事項確認書兼同意書

- ③入所要件確認書類(保護者等1人につき1枚)

- ・就労要件→就労証明書
- ・就労要件以外→お問い合わせください。

保護者等すべての方の証明が必要です。同一世帯又は同一住所の祖父母も必要です。

※父母以外の保護者等がいる場合には、必要枚数を申し出てください。

- ④児童に障がいがある場合は、療育手帳等の写し

※月の途中の入退所は、入所・退所する日の属する月の前月10日までとなります。

※長期休暇(夏)利用の退所受付は、4月末日までとなります。

6. ご注意

- (1) 事業運営のため、必ず午後6時までにお迎えをお願いします。
何度も遅れると退所していただきますのでご注意ください。
- (2) 申請書類に不備・偽りがあると認められる場合は利用できません。
- (3) 受付期間内に定員を超える利用申請があった場合は、保護者等の就労状況や学年等の要件にて優先順位をつけさせていただきます。定員を超えた場合は「待機」となる場合がありますので、あらかじめご承知ください。

【問い合わせ先】川辺町教育委員会 Tel0574-53-2650(直通)